

7 事故届

液化石油ガス法に係る事故については、保安機関が、自ら行っている保安業務の範囲内において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したとき、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならないこととされています。(規則第133条)。

この届出が必要となる場合は、点検・調査を実施中に事故が発生したとき、又は緊急時対応を行うべき場合において災害が発生した場合等、保安機関が災害の発生に立ち会っていた場合です。

このほか、茨城県においては、販売契約を締結している一般消費者等において事故が発生した場合において、直ちに知事(消防安全課産業保安室又は管轄する県民センター)及び警察官に通報するようお願いしているところです。(茨城県高圧ガス事故措置要綱及び茨城県液化石油ガス事故措置要綱)

液化石油ガス法に係る事故の定義については以下のとおりです。

事故の定義

ア LPガス事故

液石法に係る事故とは、液石法が適用となる一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、次の(ア)～(エ)に該当するもの(以下「LPガス事故」という。)をいう。

(ア) 漏えい 液化石油ガス(以下「LPガス」という。)が漏えいしたものであって、引火に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。

ただし、接合部等からの微量の漏えい(ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度)は除く。

(イ) 漏えい爆発 LPガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの

① 漏えい爆発(漏えいガスによる爆発のみの場合)

② 漏えい爆発・火災(漏えいガスによる爆発後火災の場合)

(ウ) 漏えい火災 LPガスが漏えいしたことにより火災(消防が火災と認定したものに限らない。)に至ったもの。(上記(イ)を除く。)

なお、LPガスの漏えいがない状態でLPガス燃焼器具(これらに付帯するものを含む。)が過熱し、又は故障したことによる火災及びコンロ、グリル等の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災はLPガス事故に該当しない。

(エ) 中毒・酸欠 LPガス消費設備の不完全燃焼又はLPガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

イ その他事故

次の各号の一に掲げるものはLPガス事故には該当しない。

(ア) 自殺、故意、いたずら、盗難^{※2}等が原因による事故

(イ) 自然災害による事故

例) 地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故

例) 洪水・土砂崩れによる設備の破損等の事故

ただし、自然災害による事故のうち、事故発生原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲いや保護板の設置等）の不備等保安対策の実施不十分等に係るものについてはLPガス事故とする。

(ウ) カセットコンロ及びカセットコンロ用容器に係る事故

(エ) その他上記アに掲げるLPガス事故に該当しない事故

例) 自動車の飛び込みによる事故

ウ 大規模事故

大規模事故とはLPガス事故であつて次の(ア)、(イ)に定めるものであつてコンビナート防災本部の対応する事故を除く。

(ア) 火災、ガスの大量噴出・漏えい等が継続中であつて、更に災害の拡大が予測される事故

(イ) 液化石油ガスの漏えい等により供給先以外の住民への被害が生じるおそれのある事故

※1 液化石油ガスの事故であるかどうかは、県で判断しますので自社等で判断せず、必ず消防安全課産業保安室又は管轄する県民センター環境・保安課等に連絡をしてください。

※2 LPガス容器の盗難については、液化石油ガス事故には該当しませんが、高圧ガス保安法の事故に該当するため、事故届の対象となります。

(別紙様式)

事故発生報告書 (第 報)

[平成 年 月 日 () : 現在]

発信者	所属		氏名																					
※件名			※整理番号																					
①事故の種類	爆発・火災・漏洩・破裂・盗難・()																							
②発生日時	平成 年 月 日 () 時 分																							
③発生場所	(名称) (所在地) (連絡先)																							
④発生施設	(施設名) (法適用) 高圧ガス法・LP法・()																							
⑤事故の状況	進行中(拡大・縮小)・終息・()																							
⑥被害の状況	人的被害 : (あり・なし) <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>当事者</th><th>第三者</th><th>不明</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>死者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>重傷者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>軽傷者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr></tbody></table> 物的被害 :				区分	当事者	第三者	不明	計	死者				人	重傷者				人	軽傷者				人
区分	当事者	第三者	不明	計																				
死者				人																				
重傷者				人																				
軽傷者				人																				
⑦販売事業者の名称等	名称: 所在地: 連絡先:(TEL) (担当者) 所管行政庁: 国(経済産業省・産業保安監督部)・県																							
⑧事故の概要																								
⑨消防による火災認定	あり・なし																							
⑩事故の原因																								
⑪応急措置の内容(事業所)																								
⑫警報器等安全器具の設置状況	設置義務あり・自主設置・なし																							
※県の応急措置																								
※法令違反の有無	なし・あり()・調査中																							
※今後の対応等																								
※備考																								
※受信者(産業保安室)	※受信時間 年 月 日 時 分																							

※印の項は、記載しないで下さい。